

令和3年3月26日

所属長各位
科目責任者各位

副学長 大槻 マミ太郎
教務委員長 松村 正巳

COVID-19 対応について -第14報-

日頃より医学部学生への教育と指導に多大なるご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、COVID-19の感染拡大に伴う教務委員会としてのさらなる対応として、下記の事項が決定しましたのでお知らせします。

皆様のご協力をいただきながらこの難局を乗り切りたいと考えております。よろしくお願ひ申し上げます。

記

1 COVID-19 対応表の一部改訂について

COVID-19 に対する対応表につきまして、栃木県の新型コロナ警戒基準が3月8日改訂となったことに伴い、別紙のとおり対応表を一部改訂しましたのでお知らせします。

2 令和3年度 COVID-19 にかかる対応について

令和3年4月からの講義等に係る当面の取り扱いとしては、次の考え方にに基づき実施することとします。

【講義・実習関係】

- 1～3 学年については、原則、対面型授業とします。実習については、分散実施とします。
※1 学年の早期体験実習については、メディア授業等に振り替えることとします。
- 4、5 学年については、原則、対面型授業とメディア授業との併用とします。
- 6 学年については、原則、対面型授業とします。
- 全学年、対面型授業の中止に備え速やかにメディア授業に移行できるようにしておく必要があること及び発熱等体調不良者がいた場合、メディア授業を受講することで出席扱いとできるようにしておく必要があることから、全ての科目でメディア授業教材の作成をお願いします。

【臨床実習（BSL）関係】

- 院内 BSL については、感染対策のうえで分散実施とします。
※さいたま医療センターでの BSL は、メディア授業での対応とします。
 - 院外 BSL については、当面、院内 BSL に振り替えて実施することとします。
※6 学年の都道府県拠点病院実習については、メディア授業等に振り替えることとします。
- ・対面での BSL の中止に備え速やかにメディア授業に移行できるようにしておく必要があること及び発熱等体調不良者がいた場合、メディア授業を受講することで出席扱いとできるようにしておく必要があることから、全ての実習科でメディア授業教材の作成をお願いします。

3 メディア授業を実施する際の注意点等について

メディア授業を実施する場合は、次の点にご注意ください。

- 4、5 学年について、対面型授業をメディア授業に切り替える場合は、当該授業の 10 日前までに「授業変更届」を学事課教務係に提出してください。
- メディア授業実施の際は、学生に対しては、Moodle 上のアナウンスメント機能を利用し、メディア授業の詳細に係るアナウンスを行ってください。
- 既存（2020 年度）のコンテンツを利用する場合は、コンテンツの日付の情報を確認し、修正してください。
- メディア授業実施後は、学生の出欠状況（実施状況）を CAMPUS SQUARE に登録してください。
- 対面型授業が実施可能な際、メディア授業教材を反転授業等に用いる場合は、事前に Moodle 上に公開のうえ、学生への通知をお願いいたします。また、授業終了後は復習に役立てられるよう、当該学期の終了日までメディア授業教材を公開していただきますようお願いいたします。
- 新年度を迎えるにあたって、Moodle の操作担当者変更になる場合には、新任者の氏名、職員番号、メールアドレス、科目名を〇〇〇〇@jichi.ac.jp までご連絡ください。

本通知に関する問い合わせ先
学事課教務係